

年の4分の1を八ヶ岳南麓で過ごす。仕事場から見える甲斐駒ヶ岳。その四季折々の表情に魅せられている。原稿書きの合間に、とにかく歩く。信玄榎道も好みのコースの一つである。

昨秋、「甲州法度之次第」の写しを、榎道の岩に腰をお

## 時標

ろして熟読した。全551条(後に212条追加)。結びの条文は音読した。

「請信儀其の外の法度以下に於て、旨趣相違の事あらば、貴賤を撰ばず、目安を以て申すべし、時宜に依つて其の覚悟すべきものなり」

武田晴信(信玄)自身が法

に拘束されることを前提に、それに反することを行えば、自分を問わず訴訟を提起することができると。君主の自己抑制による君主有限の思考と云える。分国法のなかで、こ

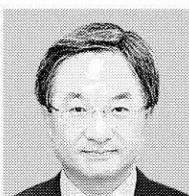
まで権力者の法拘束を明確にしたものも珍しい。家臣の駒井政武が起草したというが、信玄はどこまで法拘束に自覚的であったのか、また実際、そのような訴えがあったのか。興味は尽きない。

さて、話は一気に現代に。今月18日、憲法改正手続法(国民投票法)が施行される。そのことを知っている人がどれだけいるだろうか。

3年前、当時の安倍晋三首相が「私の任期中に改憲を」と、参院憲法調査特別委員会に出席して発言を繰り返した。また国対関係者に採決を急がせ、強引に成立に持ち込んだ

## 信玄法度から憲法を考える

という経緯がある。そもそも憲法改正の発議は国会が行う。改正手続法も議員提出法案なのに、首相が強いイニシアチブを發揮した。異例づくめだった。その無理がたたって、問題点は山積み。結局、採決時に18項目の「付帯決議」が行われた。



水島 朝穂  
早稲田大教授

そこには、「最低投票率(低投票率で憲法改正が行われないうちにする工夫)の検討や投票権者の年齢(18歳成年)の条件整備と並んで、国民投票運動規制に関連して、意見表明の自由や学問・教育の自由を侵害しないよう慎重な運用が言われている。また、「罰

則の)構成要件の明確化を図ることが求められている。だが一体、学問の自由を侵害する可能性のある法律とはどんなものなのか。また、いかなる行為が犯罪となるかを定める「構成要件」が曖昧なままでは、憲法上の問題を惹起する欠陥法律であることを告白しているようなものだ。

しかし、国会議員にはそうした問題への自覚があまりにない。せめて施行までの3年の間に、付帯決議の中身をしっかりと検討して、手当てをしておくべきだった。それゆえ私は、この法律の施行は延期すべきだと考えている。もっとも、政治家は今、憲法改正どころではないというのが本音かもしれない。国民も同様だろう。

「読売新聞」4月9日付の世論調査でも、憲法改正賛成は43%で、昨年の52%から大きく減少した。読売は「政治の混乱で改正論しほむ」とほやいているが、憲法改正に賛成か、反対かを問うこと自体、実は無意味なのである。改正条項を持つ以上、憲法は自らの改正を予定している。問題は、憲法の「いかなる」条文を「どのように」改めるか、にある。その際、憲法により拘束される権力側からの改憲提起には、まずは疑いの眼差しを向けてみるのが肝要だろう。

みずしま・あさほさん

1953年東京生まれ。札幌学院大、広島大助教授を経て96年から早稲田大法学学術院教授(憲法・法政策論)。法学博士。著書に「憲法『私』論」(小学館)、「時代を読む」(柘植書房新社)など多数。北杜市に仕事場を持つ。ホームページのアドレスは<http://www.asaho.com/>